

証券コード 6143  
平成31年3月6日

株 主 各 位

横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号  
**株式会社 ソディック**  
代表取締役社長 古川 健一

### 第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成31年3月27日(水曜日)午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

2頁から3頁までに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月28日(木曜日)午前10時 (受付開始:午前9時)
  2. 場 所 横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号 当社本社3階会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第43期(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第43期(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                                |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件                               |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件                               |
| 第4号議案 | 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sodick.co.jp/ir/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.sodick.co.jp/ir/index.html>)に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 平成31年 3月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 当社本社 3階会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

## 書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成31年 3月27日（水曜日）午後5時15分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

**行使期限** 平成31年 3月27日（水曜日）午後5時15分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

### インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成31年3月27日（水曜日）の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。  
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

### 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

## 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する  
お問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-768-524（受付時間 平日9：00～21：00、通話料無料）

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、大切な資本をお預かりさせていただいた株主の皆様に対し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び資金収支等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、563,675,628円となります。

なお、中間配当金を含めた当期の年間配当金は、普通株式1株につき金24円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成31年3月29日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営効率化の向上及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<p><b>新任</b></p> <p>ファン ジンファ 黄 錦華 (昭和34年12月15日生)</p>	<p>平成2年1月 当社台湾支社入社</p> <p>平成4年12月 当社台湾支社管理部長</p> <p>平成9年1月 Sodick (Taiwan) Co.,Ltd. 董事長兼総経理(現)</p> <p>平成13年12月 Sodick International Trading (Shenzhen) Co.,Ltd. 董事長兼総経理 (現)</p> <p>平成27年6月 蘇州沙迪克特種設備有限公司董事(現)</p> <p>平成27年6月 沙迪克(廈門)有限公司董事(現)</p>	<p>一株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>黄 錦華氏は、平成2年1月に当社台湾支社入社、台湾支社の運営に関与し、その後当社の100%現地法人のSodick (Taiwan) Co.,Ltd.を設立、董事長兼総経理に就任し、管理及び海外営業等経営全般を行ってまいりました。台湾における経営が軌道に乗った後、平成13年12月には中国広東省にSodick (Taiwan) Co.,Ltd.の子会社であるSodick International Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.を設立し、董事長兼総経理として経営を行ってまいりました。</p> <p>台湾、中国及びアジアにおけるグローバルな経営経験と知識を有しており、また今後当社が更に進めていく女性や外国人の活躍をはじめとするダイバーシティ・マネジメント等に対して大きく貢献するものとして、取締役として適任と考え、取締役候補者といたしました。</p>		

(注) 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役の渡貴 雄一氏、長嶋 隆氏及び下山 和人氏は任期満了となります。つきましては、新任を含めた監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p><b>再任</b></p> <p>渡貴 雄一 (昭和19年3月8日生)</p>	<p>昭和52年4月 当社入社</p> <p>平成6年6月 当社取締役</p> <p>平成8年9月 当社常務取締役</p> <p>平成18年4月 株式会社ソディックハイテック 取締役社長</p> <p>平成21年6月 当社取締役副社長</p> <p>平成22年7月 沙迪克(廈門)有限公司董事長</p> <p>平成24年7月 蘇州沙迪克特種設備有限公司董事長</p> <p>平成27年6月 株式会社ソディックLED監査役</p> <p>平成27年6月 当社常勤監査役(現)</p>	150,000株
<p><b>【監査役候補者とした理由】</b>            渡貴 雄一氏は、昭和52年に当社入社、海外営業に携わり、平成6年に当社取締役に就任しました。平成18年に国内上場子会社の取締役社長に就任し、平成22年には廈門工場の董事長、その後蘇州工場の董事長も兼務し、グローバルな幅広い経験と知識を有しております。これまでの当社常勤監査役としての実績を踏まえ、引き続き常勤監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;"><b>新任</b></p> <p style="text-align: center;">しも しょう まさ ひろ 下 條 正 浩 (昭和19年3月19日生)</p>	<p>昭和45年10月 司法試験合格</p> <p>昭和48年4月 西村小松法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所</p> <p>昭和55年9月 マナット・フェルプス・ローゼンバーグ・アンド・タニー法律事務所入所</p> <p>平成12年6月 日立電線株式会社 社外監査役</p> <p>平成15年6月 日立電線株式会社 社外取締役</p> <p>平成23年6月 伊藤忠商事株式会社 社外監査役</p> <p>平成24年4月 学習院大学法学部特別客員教授</p> <p>平成25年4月 学習院大学法務研究科（法科大学院）特別招聘教授</p> <p>平成27年1月 下條正浩法律事務所（現）</p> <p>平成27年6月 東海東京証券株式会社 社外監査役</p> <p>平成28年6月 東海東京証券株式会社 社外取締役（監査等委員）（現）</p>	<p style="text-align: center;">- 株</p>
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>下條 正浩氏は、弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識を持ち、他社の社外監査役や監査等委員である社外取締役の豊富な経験を有し当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役候補者いたしました。また同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（26頁）の要件も満たしておりますので、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">ながしま たかし 長嶋 隆 (昭和24年1月1日生)</p>	<p>昭和50年4月 東京国税局入局</p> <p>平成18年7月 東京国税局退職</p> <p>平成18年7月 税理士法人日本税務総研 パートナー (現)</p> <p>平成18年8月 公認会計士・税理士登録(現)</p> <p>平成26年6月 日本調剤株式会社 社外監査役</p> <p>平成27年6月 当社社外監査役(現)</p> <p>平成28年6月 日本調剤株式会社 社外取締役(監査等委員)(現)</p>	-株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>長嶋 隆氏は、公認会計士及び税理士としての高度の専門知識と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役をお願いしております。また、同氏は、国税調査官としての経験から企業会計に精通し、企業経営に関する十分な見識を有しております。これまでの当社社外監査役としての実績を踏まえ、引き続き社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 下條 正浩氏及び長嶋 隆氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、長嶋 隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、下條 正浩氏が選任された場合には、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 長嶋 隆氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終了の時をもって3年9ヶ月となります。
5. 長嶋 隆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年6月27日開催の当社第37回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）（以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は11名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は12名（うち社外取締役4名）となります。

#### 記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

##### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、当該金銭報酬債権は、当社の取締役が、前述の現物出資に同意していること及び下記  
3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### （1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、10年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### （2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において後述（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割り当てる予定です。

以 上

## (提供書面)

### 事業報告

(平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで)

当社は平成29年6月29日開催の第41回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受け、平成29年度より決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。従いまして、前連結会計年度は決算期変更の経過期間となり、前連結会計期間については、当社ならびに3月決算の連結子会社及び持分法適用関連会社は9ヶ月(平成29年4月1日～平成29年12月31日)、12月決算の連結子会社は12ヶ月(平成29年1月1日～平成29年12月31日)を連結対象期間とした変則的な決算となっております。12月決算の連結子会社は中国の連結子会社7社が該当します。このため、対前連結会計年度増減については記載しておりません。

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当連結会計年度の事業の状況

###### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善により景気は緩やかな回復基調が続きました。海外経済においては、米国経済は雇用環境の改善や堅調な個人消費、企業業績の回復が下支えとなり堅調に推移しました。欧州では輸出及び個人消費の減少により、年後半にかけて景気はやや減速感が見られ、中国経済も米国との貿易摩擦の影響により輸出が鈍化するなど景気減速が続いております。アジア経済については地域ごとに濃淡はありますが総じて回復基調が継続しました。しかしながら、米国や中国での通商政策の影響、欧州の政治情勢、金融市場の変動などの懸念材料もあり、先行きは不透明な状況にあります。

このような事業環境の中、当社グループでは、6月に中国・上海で開催されたDMC2018(中国国際金型技術と設備展覧会)や、9月にシカゴにて開催されたIMTS2018(シカゴ国際工作機械見本市)、11月の東京でのJIMTOF2018(日本国際工作機械見本市)など国内外の展示会に出展しソディックブランドの強化に取り組みました。JIMTOFでは、大型金型及び大型部品加工に対応したリニアモータ駆動ワイヤ放電加工機「AL800P」や超精密加工領域での高速・高効率加工を実現する形彫り放電加工機「AP30L」、金属3Dプリンタの多様化するニーズに対応すべく高速造形を可能にした金属3Dプリンタ「LPM325」などの新製品の実演を行ったほか、IoTを活用した自動化システムを展示するなど、シェア拡大に向けた積極的な営業活動を展開しました。

また、中長期的な観点から経営体制の強化を進めております。海外では、タイの第2工場を増設し増産体制を構築したほか、国内の加賀事業所（石川県）において放電加工機、マシニングセンタ、金属3Dプリンタ、射出成形機など、多種多様な製品の生産が可能なマルチファクトリーが11月に竣工し、市場の変化に柔軟に対応できる生産体制を構築しました。また、北米及び上海での営業拠点を整備し営業体制を強化したほか、英国営業拠点の新オフィスの建設を進めております。横浜本社では、5月に研究開発棟が竣工し、金属3Dプリンタ関連の研究開発、新電源、次世代CNC等の要素技術の開発を強化しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高827億16百万円、営業利益98億88百万円、経常利益96億19百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は64億62百万円となりました。

### 事業セグメント別売上高

セグメントの名称	第42期	第43期
工作機械事業	47,559百万円	58,607百万円
産業機械事業	9,981百万円	11,155百万円
食品機械事業	3,467百万円	6,560百万円
その他	4,596百万円	6,392百万円

(注) 上記の金額は外部顧客への売上高です。

### 工作機械事業

工作機械事業は、主に放電加工機の開発・製造・販売、その保守サービスや消耗品の販売を行っております。当社の最大市場である中国では、ものづくりの高度化や自動化対応、電動化が進む自動車関連、半導体関連など成長市場を中心に継続的な需要が見られる一方、例年の秋口以降に受注が減速する季節要因に加え、スマートフォン関連向けの需要縮小、米中貿易摩擦による投資判断の先送りなどが顕在化し、第3四半期以降受注が減速しております。米国は自動車関連を中心に、国内では自動車及び半導体関連が引き続き堅調となりました。欧州ではドイツ、イタリアを中心に、自動車、航空宇宙関連で需要が見られ、その他アジア地域も、タイ、インド、マレーシアなどは自動車関連を中心に底堅く推移しました。上記の結果、当事業の売上高は586億7百万円となりました。

## 産業機械事業

産業機械事業は、主に射出成形機の開発・製造・販売、その保守サービスや消耗品の販売を行っております。国内においてはコネクタやセンサー部品など自動車関連の需要は引き続き堅調に推移しました。米国についても医療機器関連を中心に堅調な需要が継続しました。しかしながら、中国及びアジアではスマートフォン関連の需要は減少しており、販売は伸び悩みました。上記の結果、当事業の売上高は111億55百万円となりました。

## 食品機械事業

食品機械事業は、各種製麺機、麺製造プラント、包装米飯製造装置などの開発・製造・販売、その保守サービスを行っております。中国での大口案件を含め、高品質な麺製造設備需要が引き続き堅調に推移したほか、製麺設備の一部を応用した包装米飯製造装置の需要は国内及びアジアで継続して増加するなど、好調な市場環境が継続しています。また、省人化、衛生面の向上を目的とした自動化設備の需要も拡大しています。上記の結果、売上高は65億60百万円となりました。

## その他事業

その他は、精密コネクタなどの受注生産を行う精密金型・精密成形事業、リニアモーターやセラミックス部材など独自の技術を活かした製品及びLED照明機器の開発・製造・販売を行う要素技術事業などから構成されております。精密金型・精密成形事業は、金属3Dプリンタで造形した金型及びその専用射出成形機を使った高精密金型成形の実現に向け、ロボットを活用した自動化ライン等の開発に取り組んでおります。また、セラミックスの販売も半導体製造装置向けを中心に好調に推移しており、需要増加対応のため生産能力の増強を行っております。上記の結果、売上高は63億92百万円となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は85億76百万円で、その主なものは、次のとおりです。

工作機械事業	株式会社ソディック Sodick (Thailand) Co., Ltd. 株式会社ソディックエフ・ティ	研究開発及び生産設備の増設 生産設備の増設 生産設備の増設
食品機械事業	株式会社ソディック	生産設備の増設
その他	株式会社ソディックエフ・ティ	生産設備の増設
全社	株式会社ソディック	研究開発及び物流拠点新設

③ 資金調達の状況

当社は、主要取引金融機関と総額80億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入実行残高は0円となっており、差引残高は80億円となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 4 0 期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第 4 1 期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	第 4 2 期 (平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで)	第 4 3 期 (平成30年1月1日から 平成30年12月31日まで)
売 上 高(百万円)	65,146	61,812	65,604	82,716
経 常 利 益(百万円)	5,719	4,620	7,910	9,619
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	4,167	3,644	5,736	6,462
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	82円82銭	76円91銭	122円15銭	137円58銭
総 資 産(百万円)	99,722	109,271	121,815	119,555
純 資 産(百万円)	49,758	48,710	55,166	58,129

(注) 第42期(前連結会計年度)につきましては、決算期変更により平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9ヶ月間となっております。

### (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又 は 出 資 金	議決権比率(%)		主 要 な 事 業 内 容
		直 接	間 接	
株式会社ソディックエフ・ティ	91百万円	100.0	-	放電加工消耗品、工業用セラミックの製造、成形加工
Sodick(Thailand)Co.,Ltd.	740百万タイバツ	100.0	-	放電加工機、射出成形機の開発・製造・販売
蘇州沙迪克特種設備有限公司	8,187千米ドル	100.0	-	放電加工機の製造
上海沙迪克軟件有限公司	166百万円	62.0	20.0	ソフトウェアの開発・販売
Sodick Holding Corporation	1,000千米ドル	100.0	-	北米における事業統括会社
Sodick, Inc.	671千米ドル	-	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Europe Holding Ltd.	6,739千英ポンド	100.0	-	欧州における事業統括会社
Sodick Europe Ltd.	100千英ポンド	-	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Deutschland GmbH	150千ユーロ	-	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Singapore Pte.,Ltd.	300千シンガポールドル	100.0	-	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克機電（上海）有限公司	3,140千米ドル	100.0	-	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick(H.K.)Co.,Ltd.	2,000千米ドル	100.0	-	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick Enterprise(S.Z) Co.,Ltd.	2,500千香港ドル	-	100.0	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.	100,000千N Tドル	100.0	-	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.	2,000千香港ドル	-	100.0	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克（廈門）有限公司	67,000千米ドル	100.0	-	放電加工機、食品機械の製造

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は、以下のように考えております。

##### ①景気変動の影響について

工作機械・産業機械業界の業績は、製造業の設備投資の動向に左右されやすいと言われております。当社グループが、今後成長を継続していくためには、世界各地のマーケットの状況を的確に把握し、その市場にあった製品群を投入することにより、地域経済の景気動向に左右されにくい製品構成にする必要があります。また、製品開発においても、不断の研究開発の結果として、常に最先端技術を応用した新製品を市場に投入することにより、より幅広い顧客層を獲得し、安定した収益構造の構築を目指します。

##### ②新市場への対応について

当社グループは、成長市場である東南アジア・中国市場において、他社に先駆けて生産・開発拠点や販売拠点の拡充を進めてまいりました。その結果、これらの地域では日本同様の高いマーケットシェアを確保しております。しかし「ものづくり」の世界においても、新興成長国の台頭が見られ、工作機械各社もインドやブラジル、ロシア、東欧などに積極的に販売子会社の設立や代理店へのサポートの強化などを進めています。今後も各市場の動向を注視し、適切な対応を継続してまいります。

##### ③原価低減について

製造面では、設計の見直しや更なる重要部材の調達コスト削減を推進するとともに、たな卸資産の適正化や生産工程の再検討、市場環境に柔軟に対応できる国際的な調達ルートの確立など、各事業において収益力強化のため原価低減に向けた取り組みを行っています。

##### ④財務面について

平成30年12月末現在で当社グループの有利子負債は、395億24百万円となっております(無利息の転換社債型新株予約権付社債についても対象としております。)。当期はD/Eレシオは0.72倍、連結経常利益率は11.6%となりました。連結経常利益率については、経営数値目標である10%以上を達成できましたが、D/Eレシオについては、0.5倍以下の目標達成に向けて、引き続き財務バランスを意識した経営に取り組んでまいります。今後も有利子負債の圧縮を含め様々な施策を行い、株主の皆様に対して継続した利益還元を可能にする強固な財務体質を早期に確立いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) **主要な事業内容** (平成30年12月31日現在)

当社グループは、放電加工機、マシニングセンタならびに金属3Dプリンタ等の開発・製造・販売を行う工作機械事業、射出成形機等の開発・製造・販売を行う産業機械事業、麺製造プラント、製麺機、包装米飯製造装置等の食品機械の開発・製造・販売を行う食品機械事業、プラスチック成形品等の製造、リニアモータ応用製品及びその制御機器、セラミックス製品、LED照明などの開発・製造・販売、放電加工機等のリースなどのその他事業で構成されております。

(6) **主要な営業所及び工場** (平成30年12月31日現在)

当 社	本 社	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
	営 業 所	仙台、大宮、横浜、北陸、松本、静岡、名古屋、大阪、岡山、福岡
	事 業 所	福井県坂井市、石川県加賀市
子 会 社	国 内	株式会社ソディックエフ・ティ(神奈川県横浜市)
	海 外	Sodick(Thailand)Co., Ltd. (タイ) 蘇州沙迪克特種設備有限公司(中国) 上海沙迪克軟件有限公司(中国) Sodick Holding Corporation(アメリカ) Sodick, Inc. (アメリカ) Sodick Europe Holding Ltd. (英国) Sodick Europe Ltd. (英国) Sodick Deutschland GmbH (ドイツ) Sodick Singapore Pte., Ltd. (シンガポール) 沙迪克機電(上海)有限公司(中国) Sodick(H.K.)Co., Ltd. (中国香港) Sodick Enterprise(S.Z) Co., Ltd. (中国) Sodick (Taiwan) Co., Ltd. (台湾) Sodick International Trading(Shenzhen) Co., Ltd. (中国) 沙迪克(厦門)有限公司(中国)

(7) 使用人の状況（平成30年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減	
工 作 機 械 事 業	2,850 (401) 名	7 名減	54 (名減)
産 業 機 械 事 業	229 (42)	2 名減	8 (名減)
食 品 機 械 事 業	114 (23)	16 名増	1 (名増)
そ の 他	405 (136)	11 名増	10 (名増)
全 社 ( 共 通 )	78 (20)	7 名増	2 (名減)
合 計	3,676 (622)	25 名増	53 (名減)

- (注) 1. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
755名	54名増	41.2歳	14.3年

- (注) 1. 使用人数については、臨時雇用者は含んでおりません。
2. 使用人数については、当社から子会社等への出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,391百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	6,128
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,898
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,689
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,618
株 式 会 社 北 國 銀 行	2,558
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,222
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,439
株 式 会 社 静 岡 銀 行	1,141
BANK OF AYUDHYA PUBLIC CO., LTD.	255
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	200

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年12月31日現在）

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 150,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 53,450,916株  |
| ③ 株主数      | 13,983名      |
| ④ 大株主      |              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 ( 信 託 □ )	1,832千株	3.90%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 ( 信 託 □ )	1,770	3.77
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	1,142	2.43
ソ デ ィ ッ ク 共 栄 持 株 会	906	1.93
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	850	1.81
有 限 会 社 テ イ ・ エ フ	850	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 ( 信 託 □ 5 )	843	1.80
古 川 宏 子	800	1.70
古 川 健 一	756	1.61
鈴 木 正 昭	742	1.58

- (注) 1. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりになります。
- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託□）  | 1,832千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託□）    | 1,770千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託□5） | 843千株   |
2. 当社は、自己株式を6,477,947株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を除外して計算しております。

## (2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成28年4月1日開催の取締役会決議に基づく第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）に付された新株予約権

発行日	平成28年4月18日
新株予約権の数	発行数8,000個 残数7,981個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	1株につき1,032円
行使期間	平成28年6月1日から平成33年4月14日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで
転換社債型新株予約権付社債の残高 （平成30年12月31日現在）	7,981百万円

### (3) 会社役員状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年12月31日現在）

地位及び担当又は重要な兼職状況	氏名
代表取締役会長	金子雄二
代表取締役社長	古川健一
代表取締役副社長	高木圭介
専務取締役（工作機械事業統括担当）	松井孝
常務取締役（コーポレート部門統括担当）	前島裕史
常務取締役（生産統括担当）	塚本英樹
常務取締役（開発営業担当）	梅本慶三
取締役	栗原俊明
取締役（学校法人東京電機大学 学事顧問）	古田勝久
取締役（株式会社ディスコ 社外取締役 / 学校法人中部大学 理事）	稲崎一郎
取締役（株式会社芝浦電子 社外取締役）	工藤和直
常勤監査役	保坂昭夫
常勤監査役	渡貫雄一
監査役（税理士法人日本税務総研 パートナー / 日本調剤株式会社 社外取締役（監査等委員））	長嶋隆
監査役（学校法人高根学園 理事）	下山和人
監査役	奥山富夫

- (注) 1. 取締役の栗原俊明氏、古田勝久氏、稲崎一郎氏及び工藤和直氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の長嶋隆氏、下山和人氏及び奥山富夫氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度に係る役員の高い重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・常勤監査役 保坂昭夫氏は、株式会社ソディックエフ・ティの監査役を兼務しております。
  - ・常勤監査役 渡貫雄一氏は、株式会社ソディックLEDの監査役を兼務しております。
  - ・監査役 下山和人氏は、株式会社ソディックエフ・ティ及び株式会社ソディックLEDの監査役を兼務しております。
4. 監査役 長嶋隆氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役 栗原俊明氏、古田勝久氏、稲崎一郎氏、工藤和直氏及び監査役 長嶋隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
古川利彦	平成30年7月6日	逝去	取締役 名誉会長
藤川操	平成30年3月29日	任期満了	専務取締役（射出成形機事業担当）
佐野定男	平成30年3月29日	任期満了	専務取締役（マシニングセンター事業、ULT開発担当）
大迫健一	平成30年3月29日	任期満了	常務取締役（食品機械事業担当）
津上健一	平成30年3月29日	任期満了	社外取締役 ディーケーアソシエイト株式会社代表取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

社外取締役及び社外監査役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、各社外取締役及び各社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとしております。

④ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	16名 (5)	337百万円 (28)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	49 (18)
合計 (うち社外役員)	21 (8)	386 (47)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月開催の第37回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成26年6月開催の第38回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

## イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 古田勝久氏は、学校法人東京電機大学の顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 稲崎一郎氏は、株式会社ディスコの社外取締役及び学校法人中部大学の理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 工藤和直氏は、株式会社芝浦電子の社外取締役であります。当社は同社との間に原材料の仕入れ等の取引関係があります。
- ・監査役 長嶋隆氏は、税理士法人日本税務総研のパートナー及び日本調剤株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 下山和人氏は、学校法人高根学園の理事であります。当社と学校法人高根学園との間には特別の関係はありません。また、同氏は株式会社ソディックエフ・ティ及び株式会社ソディックLEDの監査役であります。当社は株式会社ソディックエフ・ティ及び株式会社ソディックLEDとの間に商品及び原材料の仕入れ等の取引関係があります。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (13回開催)		監査役会 (13回開催)	
	出席回数	出席率 (%)	出席回数	出席率 (%)
取締役 栗原俊明	13	100.0	-	-
取締役 古田勝久	13	100.0	-	-
取締役 稲崎一郎	10	100.0	-	-
取締役 工藤和直	10	100.0	-	-
監査役 長嶋隆	13	100.0	13	100.0
監査役 下山和人	13	100.0	13	100.0
監査役 奥山富夫	13	100.0	13	100.0

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

2. 取締役 稲崎一郎氏及び工藤和直氏は、平成30年3月29日の第42回定時株主総会にて選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。なお、両氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。
3. 第43期の取締役会は13回(定時12回、臨時1回)開催されております。

## ・取締役会及び監査役会における発言状況

各社外取締役は、主に長年の企業経営の経験と高い見識に基づき、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

各社外監査役は、主に会計・税務面や他社での経営経験を活かした見地から必要に応じて意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

#### ハ、社外役員の独立性についての当社の考え方

当社は、会社法上の要件に加え、下記のとおり独自の「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」を策定しこの資格要件を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は、十分保たれていると判断しております。

#### 〔株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準〕

当社は、経営の監督機能及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、当社が定める以下の基準に照らして、当社グループと特別な利害関係がなく独立性を確保できる人材を社外役員<sup>1</sup>に招聘しております。

1. 当社の社外役員が独立性を有しているとは判断される場合には、当該社外役員が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。

- ① 当社グループの業務執行者<sup>2</sup>である者
- ② 当社グループを主要な取引先<sup>3</sup>とする者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ③ 当社グループの主要な取引先である者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ④ 当社グループから役員報酬以外に、一定額<sup>4</sup>を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ⑤ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ⑥ 実質的に当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ⑦ 実質的に当社グループが総議決権の10%以上の株式を保有している法人の業務執行者
- ⑧ 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ⑨ 上記①～⑧に過去3年間において該当していた者
- ⑩ 上記①～⑨に該当する者が重要な者<sup>5</sup>である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

(注) 1.社外役員とは、社外取締役及び社外監査役をいう。

2.業務執行者とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。

3.主要な取引先とは、直近事業年度の当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）をいう。

4.一定額とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人等の団体の場合は双方いずれかにおいて連結売上高の2%を超えることをいう。

5.重要な者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員等の重要な業務を執行する者をいう。

2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な連結子会社のうち、Sodick (Thailand) Co.,Ltd.、Sodick Deutschland GmbH、Sodick Europe Ltd.、Sodick Singapore Pte.,Ltd.、Sodick(H.K.)Co.,Ltd.、Sodick, Inc.、Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.、沙迪克(廈門)有限公司、蘇州沙迪克特種設備有限公司、沙迪克機電(上海)有限公司、Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行に伴い、平成27年4月17日開催の当社取締役会の決議により、業務の適正を確保するための体制の内容を一部改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役は、法令及び定款を遵守するための体制を含む内部統制システムを構築し、監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
  - ロ. 取締役会が代表取締役及び業務執行を委任した取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
  - ハ. 内部監査室は、内部統制システムの有効性について評価し、その結果を取締役及び監査役に報告する。
  - ニ. 当社は、コンプライアンス規程及び「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」等を定め、当社企業グループの役員及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るために、役員及び使用人の研修・教育を行うものとする。
  - ホ. 当社は、コンプライアンス違反またはその恐れのある事実を早期に発見し是正することを目的として、コンプライアンスヘルプライン（内部通報制度）を設置する。また、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に対していかなる不利益も生じさせないことを保証する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 当社は、法令及び定款並びに文書管理規程、帳票管理規程、情報リスクマネジメント規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務に係る文書の適切な作成、保存及び管理を行う。
  - ロ. 取締役の職務執行に必要な文書及び記録等については、取締役、監査役及び会計監査人が必要に応じて閲覧または謄写することができるよう検索可能性の高い方法で保存及び管理を行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスク管理基本規程を定め、各部門において有するリスクの把握、分析、評価及びその回避等適切な対策を実施するとともに、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合に備え、リスク管理委員会を組織して予め必要な対応方針を整備し、万が一不測の事態が発生した場合には、必要かつ適切な対応を行う。
- ロ. 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を取締役会において決定する。
- ハ. 特に、コンプライアンス、環境（自然環境・職場環境）、災害、品質（製品品質・サービス品質・業務品質）、情報セキュリティー、輸出管理等に係るリスクについては、各担当部門において規程の整備を進め、ガイドラインやマニュアル等の作成を行い、かつ研修・教育を行う。
- ニ. 全社的なリスク管理状況の監視・監督は、リスク管理委員会が行い、重要なリスクについては取締役及び監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ロ. 取締役会は、経営組織及び職務分掌に基づき、取締役に業務執行を行わせる。
- ハ. 経営効率を向上させるため、営業会議、合同技術会議、品質保証会議、事業報告会等を開催し、これに取締役が参加することにより業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ニ. 迅速で効率性の高い企業経営を実現するため、執行役員制度を導入し、取締役会は執行役員に業務執行を委任する。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、関係会社運営管理規程に基づき、子会社管理の所轄部門が、重要事項の報告を求めるなど、子会社の統括管理を行う。
- ロ. 当社は、リスク管理基本規程に基づき、子会社から各社固有のリスクについて報告を受け、当社企業グループ全体の適切なリスク管理を実施する。
- ハ. 当社は、当社企業グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、会計、生産管理、販売管理等の基幹システムを統合し、業務プロセスの改善及び標準化に努める。

- ニ. 子会社は、当社との緊密な連携のもとに、「ソディック」ブランドの維持・向上を図ることができるように、自らの自立的な内部統制システムの整備を推進する。
  - ホ. 子会社の経営については、その独立性を尊重しつつ、取締役会が必要性を認める場合には、子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人を派遣し、子会社の事業内容及び子会社の取締役の職務執行状況の定期的な報告を求めるなどして、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
  - ヘ. 内部監査室は、子会社の監査を実施し、その結果を当社の取締役及び監査役に報告する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- イ. 監査役は、必要に応じて職務遂行を補助する使用人を置くことを求めることができる。
  - ロ. 監査役を補助する使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分等については、監査役の同意を得るものとする。
  - ハ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役や内部監査室長などの指示・命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社の監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行の状況及び子会社の管理状況を報告する。また、取締役は、法定の事項に加え、当社企業グループに重大な影響を及ぼす事項や内部統制システムの構築・運用の状況について、監査役会規程、監査役監査規程、リスク管理基本規程その他の社内規程に基づき、監査役に報告する。
  - ロ. 当社は、当社及び子会社の使用人等から内部通報があった場合は、その事実等を速やかに監査役に報告する。
  - ハ. 監査役は、内部監査室による子会社監査の報告によるほか、その職務を行うために必要ある事項は、子会社の往査等を通じて、子会社の取締役及び使用人等から報告を受けることができる。
- ニ. 当社及び子会社は、上記の報告を行った取締役及び使用人等に対して、いかなる不利益も生じさせないことを保証する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針  
当社は、監査役が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言または調査等を委託し所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務遂行のために必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。
- ⑨ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要な課題などについて意見の交換等を行う。
  - ロ. 監査役は、内部監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めるとともに、監査計画や監査結果等について説明を求める。
  - ハ. 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、会計監査人に監査計画や監査結果等について説明を求める。
  - ニ. 取締役は、監査役がその職務遂行のために、情報の収集及び交換を適切に行うことができるようにするため、監査役が必要と認めた重要な調査に協力する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」に基づき、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力のいかなる不当要求に対しても、組織全体として毅然とした対応をとるものとする。
  - ロ. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を当社企業グループの役員及び使用人に周知徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、グループ全体での企業倫理の浸透に取り組む。また、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察や企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係を構築する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する事項

臨時を含め13回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項を協議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況の監督を行いました。さらに、社外取締役を複数名選任し、監督機能を強化しています。

また、意思決定の迅速化と効率化を目的として執行役員制度を導入しています。

### ② コンプライアンスに関する事項

役員及び使用人に対し「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を定期的に配信し、その遵守を誓約する意思確認を行っています。

また、内部通報制度を構築し、通報者の匿名性の確保と制度の実効性を高めるため、社外の弁護士を通報先とする社外通報窓口も設置しています。

### ③ 損失の危険の管理に関する事項

リスク管理基本規程に基づき定期的にリスク管理委員会を開催し、企業グループ全体のリスクを分析・評価し、重要なリスクの対応状況については取締役会及び監査役に報告しています。

また、自然災害など不測の事態により生じる損害の拡大を抑え、損失または不利益を最小限とするためにBCP（事業継続計画）の整備を進めています。

### ④ 企業グループの業務の適正に関する事項

関係会社運営管理規程に基づき、重要事項については子会社から子会社管理の所轄部門に事前に承認申請または報告を行っています。

また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを行い、その結果を社長及び監査役に報告しています。

### ⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する事項

監査役は、取締役会、営業会議、リスク管理委員会等の重要会議に出席し、また、定期的に行われる代表取締役、内部監査室、会計監査人との会合を通じて、重要な情報について適宜報告を受け、取締役の職務執行が法令及び定款に違反していないか監査しています。

また、監査役会の直轄下に監査役会室を設置し、専任のスタッフを配置して監査役の職務を補助しています。

# 連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>119,555</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>61,425</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>81,422</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>31,810</b>
現金及び預金	33,546	支払手形及び買掛金	4,855
受取手形及び売掛金	14,972	電子記録債務	5,969
電子記録債権	1,545	短期借入金	4,106
商品及び製品	9,774	1年内返済予定の長期借入金	7,777
仕掛品	8,661	未払金	1,412
原材料及び貯蔵品	8,809	未払法人税等	535
繰延税金資産	1,476	製品保証引当金	444
その他	2,807	品質保証引当金	4
貸倒引当金	△171	賞与引当金	614
<b>固 定 資 産</b>	<b>38,132</b>	ポイント引当金	1
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>30,912</b>	その他	6,088
建物及び構築物	26,262	<b>固 定 負 債</b>	<b>29,615</b>
機械装置及び運搬具	20,059	社 債	7,981
工具器具備品	3,486	長期借入金	19,659
土地	7,540	役員退職慰労引当金	20
リース資産	1,020	製品保証引当金	280
建設仮勘定	1,168	退職給付に係る負債	609
減価償却累計額	△28,626	資産除去債務	68
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,544</b>	その他	995
のれん	1,642	<b>純 資 産 の 部</b>	<b>58,129</b>
その他	902	<b>株 主 資 本</b>	<b>54,788</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,675</b>	資 本 金	20,785
投資有価証券	3,607	資 本 剰 余 金	5,877
長期貸付金	8	利 益 剰 余 金	32,823
繰延税金資産	88	自 己 株 式	△4,698
その他	1,088	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,244</b>
貸倒引当金	△117	その他有価証券評価差額金	967
<b>資 産 合 計</b>	<b>119,555</b>	為替換算調整勘定	2,513
		退職給付に係る調整累計額	△236
		<b>非支配株主持分</b>	<b>96</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>119,555</b>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 連結損益計算書

(平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	82,716		
売上	52,488		
販売費及び一般管理費	30,227		
営業外収益	20,338		
受取配当金	9,888		
受持分ク	227		
助成	62		
ス	44		
そ	189		
営業外費用	41		
支為役	230		
経	795		
特別利益	308		
固定資産売却益	429		
固定資産売却損	193		
固定資産売却除却損	133		
関係会社株式の改良費	1,065		
税金等調整前当期純利益	9,619		
法人税、住民税及び事業税	29		
法人税等調整額	7		
当期純利益	57		
非支配株主に帰属する当期純利益	117		
親会社株主に帰属する当期純利益	536		
	1		
	719		
	8,929		
	2,102		
	340		
	2,443		
	6,485		
	23		
	6,462		

## 連結株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	20,780	5,883	27,514	△4,697	49,481
当連結会計年度変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	5	5			10
剰余金の配当			△1,127		△1,127
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金			△26		△26
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,462		6,462
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得による 持分の増減		△10			△10
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	5	△5	5,308	△0	5,307
当連結会計年度末残高	20,785	5,877	32,823	△4,698	54,788

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,294	4,196	75	5,566	119	55,166
当連結会計年度変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						10
剰余金の配当						△1,127
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金						△26
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,462
自己株式の取得						△0
連結子会社株式の取得による 持分の増減						△10
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△327	△1,682	△311	△2,321	△23	△2,344
当連結会計年度変動額合計	△327	△1,682	△311	△2,321	△23	2,962
当連結会計年度末残高	967	2,513	△236	3,244	96	58,129

招集  
ご通知

株主  
総会参考書類

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告書

# 貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>87,641</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>49,579</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>45,178</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>22,397</b>
現金及び預金	13,020	電子記録債権	5,969
取得手債	2,111	買掛金	4,104
商品及び掛製	9,175	1年内返済予定の長期借入金	7,363
材料及び掛貯蔵	3,607	リース債権	112
前払費用	4,080	未払金	742
延滞金	265	未払法人税等	359
税金	89	前払受取金	146
短期貸付	115	預り金	899
消費税	591	製品保証引当金	161
倒産引当金	3,189	品質保証引当金	431
その他金	1,930	賞与引当金	4
	137	ポイント引当金	350
	1,256	その他	1
	19		1,749
	△9	<b>固 定 負 債</b>	<b>27,182</b>
<b>固 有 形 固 定 資 産</b>	<b>42,463</b>	社債	7,981
建物	12,642	長期借入金	18,259
構築物	891	リース債権	419
機械及び運具	3,819	製品保証引当金	280
車両器具	47	繰延税金負債	116
土工	1,909	資産除去債務	57
工事	5,880	その他	68
建設費	763	<b>純 資 産 の 部</b>	<b>38,061</b>
償却累計額	224	株主資本	37,139
無形固定資産	△10,150	資本剰余金	20,785
の借入金	1,701	資本準備金	5,886
フット加工	1,164	利益剰余金	15,166
その他	35	その他利益剰余金	15,166
電話加入	470	繰越利益剰余金	15,166
その他	28	<b>自 己 株 式</b>	<b>△4,698</b>
投資	24,733	評価・換算差額等	922
投資関係	2,150	その他有価証券評価差額金	922
投資関係	12,321		
投資関係	0		
投資関係	9,175		
投資関係	914		
投資関係	2		
投資関係	50		
投資関係	71		
投資関係	86		
投資関係	△39		
<b>資 産 合 計</b>	<b>87,641</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>87,641</b>

# 損益計算書

(平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		48,475
売上原価		35,776
売上総利益		12,699
販売費及び一般管理費		9,025
営業利益		3,673
営業外収益		
受取利息	58	
受取配当金	1,557	
賃貸料収入	191	
貸倒引当金戻入	770	
雑収入	108	2,686
営業外費用		
支払利息	240	
為替差損	162	
賃貸固定資産諸費用	187	
貸倒引当金繰入	18	
役員弔慰金	193	
雑損	42	845
経常利益		5,515
特別利益		
固定資産売却益	23	23
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	37	
関係会社株式評価損	71	
ゴルフ会員権評価損	1	111
税引前当期純利益		5,426
法人税、住民税及び事業税	743	
法人税等調整額	161	905
当期純利益		4,521

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から)  
(平成30年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,780	5,881	5,881	11,771	11,771	△4,697	33,735
当期変動額							
新株の発行(新株予 約権の行使)	5	5	5				10
剰余金の配当				△1,127	△1,127		△1,127
当期純利益				4,521	4,521		4,521
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	5	5	5	3,394	3,394	△0	3,403
当期末残高	20,785	5,886	5,886	15,166	15,166	△4,698	37,139

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,245	1,245	34,980
当期変動額			
新株の発行(新株予 約権の行使)			10
剰余金の配当			△1,127
当期純利益			4,521
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	△323	△323	△323
当期変動額合計	△323	△323	3,080
当期末残高	922	922	38,061

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成31年2月25日

株式会社ソディック  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田尻 慶太 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソディックの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソディック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業報告

連結計算  
書類

計算書類

監査報告書

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成31年2月25日

株式会社ソディック  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田尻 慶太 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソディックの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月27日

株式会社 ソディック 監査役会

常勤監査役 保坂 昭夫 ㊟

常勤監査役 渡貫 雄一 ㊟

監査役 長嶋 隆 ㊟

監査役 下山 和人 ㊟

監査役 奥山 富夫 ㊟

(注) 監査役 長嶋 隆氏、下山 和人氏及び奥山 富夫氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

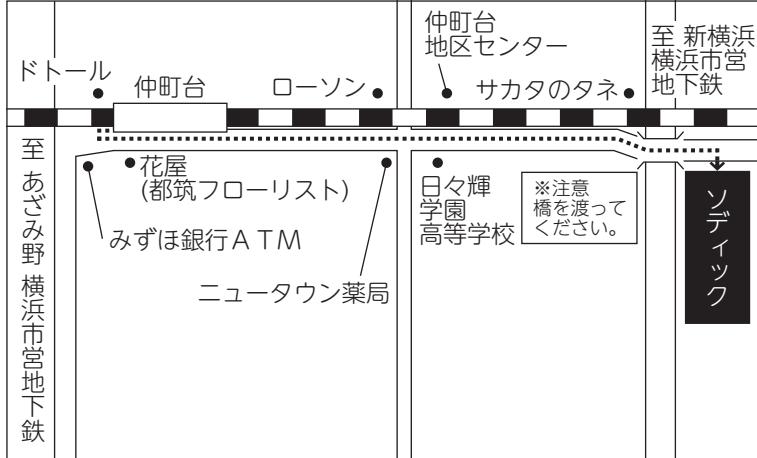


# 株主総会会場ご案内略図

会 場：株式会社ソディック 本社3階会議室

住 所：横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号

T E L : 045-942-3111



- 電車でのご来場の場合  
横浜市営地下鉄「仲町台駅」  
下車徒歩約10分  
【駅改札口にて左折、さらに左方向  
(新横浜方面)へ線路沿いに直進】



- お車でのご来場の場合  
第三京浜  
☆港北ICより約1.7km  
☆都筑ICより約1.7km  
※注意  
新横浜・港北IC方面からおいでの方は、中央分離帯があるため正面車両入口には右折できません。  
その先のホンダカーズがある北原交差点を右折し、約200m先右手の車両入口よりご入場ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。